

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

所得税・復興特別所得税の確定申告 町・県民税(住民税)の申告

平成26年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と、平成27年度の町・県民税(住民税)の申告が始まります。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備して、期限内に申告してください。

所得税・復興特別所得税の確定申告とは

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税・復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きをいいます。確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署長に提出します。

町・県民税(住民税)の申告とは

前年の所得に対して翌年度課税される町・県民税(住民税)の計算を行うために必要な申告です。申告書を賦課期日(1月1日)現在の住所地の市町村長に提出します。

※税務署へ確定申告書を提出する方や、収入が給与収入だけで勤務先から給与支払報告書が上里町に提出されている方(医療費控除や社会保険料控除などの控除の追加を行う方は除く)は、町・県民税(住民税)の申告の必要はありません。

申告は必要?

下図を参考に確認してください。

スタート

平成27年1月1日現在、上里町に住んでいましたか?

いいえ

上里町に町・県民税(住民税)の申告をする必要はありません。(平成27年1月1日に住んでいた市区町村へ相談してください。)

はい

平成26年1月1日から12月31日までに収入はありましたか? 収入がなかった方はAに、収入があった方は主な収入の種類によってB、C、Dにお進みください。

A. 収入がなかった方 (非課税所得のみの方を含みます)

親族が会社の年末調整であなたを扶養する申告をしていますか? または、確定申告であなたを扶養する申告をしますか?

いいえ

はい

- 次のどれかに該当しますか?
- 国民健康保険に加入している
 - 介護保険に加入している
 - 後期高齢者医療保険に加入している
 - 国民年金免除申請を行う
 - 所得・課税・非課税証明書が必要である

はい

いいえ

①へ

③へ

D. 給与・年金所得以外の所得がある方 (事業・不動産・一時・雑所得等)

所得(収入から必要経費を差し引いた金額)の合計金額が、所得税の所得控除額の合計より多いですか?

いいえ

はい

①へ

②へ

B. 給与収入があった方

給与収入が2,000万円を超えますか?

はい

いいえ

②へ

給与以外に所得はありますか?

はい

いいえ

②へ

給与の全てについて年末調整は済んでいますか?

はい

いいえ

①へ

扶養控除、医療費控除、社会保険料控除等の控除を追加しますか?

はい

いいえ

②へ

勤務先から町に給与支払報告書は提出されていますか?

はい

いいえ

③へ

いいえ

①へ

C. 公的年金収入があった方

公的年金収入額は400万円以上ありますか?

はい

いいえ

②へ

公的年金以外の収入はありましたか?

はい

いいえ

①へ

公的年金以外の所得は20万円以下ですか?

はい

いいえ

②へ

扶養控除、医療費控除、社会保険料控除等の控除を追加しますか?

はい

いいえ

③へ

<判定結果> ※このフローチャートは一般的な例を示しています。

①	町・県民税(住民税)の申告が必要です	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
②	確定申告が必要です	確定申告書を提出すれば、町・県民税(住民税)の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
③	確定申告、町・県民税(住民税)の申告は必要ありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。

申告会場・日時

■上里町役場での申告相談会

町・県民税（住民税）の申告および所得税・復興特別所得税の確定申告の受付を行います。混雑緩和のため受付地区を指定していますので、ご協力をお願いします。受付整理番号札は、午前8時30分から配布します。なお、庁舎管理の都合上、午前8時以前の入庁はできませんのでご了承ください。

会場	受付日	受付時間
上里町役場4階・大会議室	2月16日(月)～3月16日(月) ※平日のみ受付（ただし、3月8日(日)は午前のみ受付）	午前9時～11時 午後1時～4時

申告受付地区別日程表

日時	受付対象地区
2月 16日(月)	黨・金下
17日(火)	金上・内出・西金・金下東
18日(水)	勝一・勝二・原一・原二・天神・真下・堀込
19日(木)	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明
20日(金)	下郷・宮・上郷・久保・寺西・新堀・並木沖
21日(土)	
22日(日)	
23日(月)	東大御堂・西大御堂
24日(火)	田中・丹蔵石倉・岡・堀之内・東堤
25日(水)	横町・阿保町・長浜町
26日(木)	立野・立野南・久城
27日(金)	本郷一・本郷二・本郷三
28日(土)	
3月 1日(日)	
2日(月)	京塚
3日(火)	古新田
4日(水)	三田
5日(木)	三軒
6日(金)	久保新田・四ツ谷
7日(土)	
8日(日)	地区指定日に都合の悪い方【午前の部のみ】
9日(月)	西原町東・西原町西・一丁目
10日(火)	二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
11日(水)	東町東・東町西・宮本町
12日(木)	八町河原・忍保
13日(金)	地区指定日に都合の悪い方
14日(土)	
15日(日)	
16日(月)	地区指定日に都合の悪い方

※指定日に都合の悪い方の申告日を設けてありますが混み合いますので、指定日以外でも申告を受付します。また、例年、申告初日は大変混み合い、通常よりお待ちいただくことになってしまいますので、できるだけお避けいただきますようご協力をお願いします。

○次に該当する人は、上里町役場申告会場で確定申告の受付ができないため、本庄税務署で申告してください。

- ①新規または連帯債務の場合の住宅借入金等特別控除
- ②土地・建物・株等の譲渡所得
- ③先物取引に係る雑所得等
- ④外国税額控除
- ⑤雑損控除
- ⑥災害減免
- ⑦損失の繰越
- ⑧青色申告
- ⑨外国在住の親族を扶養される方
- ⑩死亡者の確定申告
- ⑪平成25年分以前の確定申告
- ⑫その他（確定申告書の本人控えに受付印が必要な場合や、税務署での申告が適当と思われる方など）

※消費税・贈与税・相続税の申告は、本庄税務署でお願いします。

※上里町役場での申告会場では、e-Taxを利用した確定申告はできません。

■本庄税務署での確定申告相談会

確定申告全般の受付を行います。駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

※午後2時以降は少ない職員で対応していますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

会場	受付日	受付時間
本庄税務署 (本庄市駅南2丁目25-16)	2月16日(月)～3月16日(月) ※平日のみ受付	相談時間/午前9時～午後5時 (午前8時30分～受付)

所得税・復興特別所得税の確定申告はe-Tax(イ-タックス)が便利です

e-Taxを利用すれば、申告期間中は24時間いつでも自宅のパソコンを使って確定申告ができます。また、源泉徴収票や医療費の領収書などの添付書類の提出を省略できます(ただし、法定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出または提示を求められることがありますので、ご自身で保管しておいてください)。

e-Taxを使って申告するときに必要なもの

- 電子証明書 町民福祉課で発行する「住民基本台帳カード」に電子証明書を付与したものなど
- ICカードリーダーライター 家電販売店などで購入できます。

詳しくはe-Taxホームページ(URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>)で確認してください。

問合せ 所得税・復興特別所得税の確定申告について…本庄税務署【☎22-2111(自動音声案内)】
町・県民税(住民税)の申告について…税務課住民税係【☎35-1221内線1802・1803】

申告に必要なもの

毎年、申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。待ち時間短縮のため、事業(営業・農業)・不動産所得の申告をする方は、「収支内訳書」を必ず事前にご自身で作成してお持ちください。

また、医療費控除を申告する方は、平成26年1月1日から12月31日までに支払った金額(自己負担額)と、保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して「医療費の明細書」を必ず事前にご自身で作成してお持ちください。

なお、必要書類に不備がある場合は、一度退席され、必要書類を整えてから再度ご来場いただくこととなりますのでご了承ください。

対 象		必 要 書 類 等
申告者全員		印鑑(朱肉を使うもの)
		振込先口座の分かるもの (所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込まれます。)
		税務書から申告書が郵送されてきている場合は申告書
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(コピー不可) ※源泉徴収票の住所や氏名に変更があった場合は住民票の写し (上里町役場で申告する場合は不要)
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収支内訳書(必ず事前にご自身で作成してお持ちください。)、 収入・経費が分かる書類、帳簿など
	雑・一時所得者	支払調書、収入・経費が分かる書類など
	配当所得者	支払通知書、特定口座年間取引報告書など
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、所得申告参考資料(1月下旬発送)、領収書など ※国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から特別徴収されている場合、控除の適用は保険料支払者本人になります。(配偶者その他親族の控除には適用されません。)
	生命保険料控除	控除証明書
	地震保険料控除	控除証明書(平成18年12月31日までに契約した旧長期損害保険料を含む)
	医療費控除	医療費の明細書(必ず事前にご自身で作成してお持ちください。)、領収書、高額療養費などの補てん金分かるもの、おむつ使用証明書など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	配偶者特別控除	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	雑損控除	損害額が分かる書類(工事領収書・明細書)、り災証明書など
	寄附金控除	寄附金の領収書など

障害者控除・医療費控除の 証明書を発行

障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護2～5の認定を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。その場合は、申告時に「要介護認定・要支援認定等結果通知」の原本を提示してください。また、町および本庄税務署以外で申告される方は、申告先にあらかじめ電話等で必要書類を確認していただき、「障害者控除対象者認定書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑(認印可)を持参してください。

おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、前年に「おむつ使用証明書」で控除を受けている方で、要介護認定を受けていて一定の要件を満たす方は、町が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」が代わりになります。「おむつ代の医療費控除確認書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑(認印可)を持参してください。

医療費控除を受ける方へ

医療費控除とは、自分や自分の家族のために医療費（治療のために直接必要な費用）を支払った場合に一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。医療費控除を申告することにより、所得税が還付になったり、住民税が減額になったりする場合があります（支払った医療費が還付される制度ではありません）。医療費控除を申告する方は、平成26年1月1日から12月31日までに支払った金額（自己負担額）と、保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して「医療費の明細書」を事前に作成してお持ちください。

○申告する際に必要なもの

- ・平成26年中に支払った医療費の領収書
- ・保険金などで補てんされる金額が分かるもの
- ・医療費の明細書

※健康保険組合等から送付される「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはできません。

<記入例> 平成 26 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 上里町大字七本木〇〇〇
氏名 上里 太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		支払った医療費
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
上里 太郎	本人	A病院ほか	骨折ほか	150,000	81,430
上里 花子	妻	B産婦人科医院	出産	480,000	420,000
上里 夢	子	C歯科医院	虫歯治療	30,000	
上里 //	子	D薬局	風邪薬ほか	10,000	
上里 空	子	E小児科医院ほか	風邪ほか	15,000	
合 計				A 685,000	B 501,430

～ 以下省略 ～

医療費控除額の計算方法

医療費控除額（最高200万円）

$$= \boxed{\text{その年中に支払った医療費の合計}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額}} - \boxed{\text{10万円または総所得金額等の5\% (どちらか少ない額)}}$$

(医療費控除の対象とならない費用の例)

- ・人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用（ただし、健康診断の結果、病気が発見され治療が開始された場合等は対象となる場合があります。）
- ・インフルエンザ等の予防接種費用
- ・自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車料金
- ・一般的な近視や遠視の矯正のため眼鏡等の購入費
- ・容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用
- ・ビタミン剤等の病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金
- ・入院の際の医師の指導によらない差額ベッド代や単なる日用品等の購入費用

(保険金などで補てんされる金額の例)

- ・健康保険制度などから支給される療養費
- ・高額療養費
- ・出産育児一時金
- ・損害保険や生命保険による補てん

本庄税務署からのお知らせ

公的年金等受給者に係る 確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるためや、確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町・県民税（住民税）の申告が必要な場合があります。

災害にあったときの雑損控除について

平成26年中に大雪や地震などの自然災害により、住宅や家財（屋根やブロック塀など）に損害を受けた方は、申告により雑損控除を適用することで、所得税や町・県民税が減額になる場合があります。申告の際には、修繕の際に支払った金額が記載された領収書や災害証明書などの添付が必要になります。

雑損控除の金額

- ①・②のうち、いずれか多い方の金額
 - ①損害金額－所得金額の10分の1
 - ②損害金額のうち災害関連支出の金額－5万円
- ※損害金額は、保険金等で補てんされる金額を控除した金額をいいます。

なお、被害の状況や所得状況などにより雑損控除の対象とならない場合もありますので、雑損控除の詳細な内容は、本庄税務署【☎22-2111】にご確認ください。
※雑損控除は、本庄税務署での申告となります。